

検査案内書

検査項目	検便微生物学的検査（サルモネラ菌、赤痢菌、病原性大腸菌、コレラ菌、腸炎ビブリオ、ノロウイルス、カンピロバクター） 寄生虫学的検査（セロハンによる蟯虫、直接塗抹法による寄生虫卵）	検体受領場所	衛生検査所までの所要時間 時間 分
実施機関	株式会社 食環境衛生研究所 群馬県前橋市荒口町 561-21	代表者 実施責任者 苦情処理担当	久保一弘 小林功幸 成瀬智亮
イ 検査方法	糞便中の微生物（病原菌）を寒天培地を用いて培養し、分離同定あるいは混合糞便を用いた PCR スクリーニング法を実施する。ノロウイルスにあつては免疫クロマト法、ELISA 法または PCR 法（リアルタイム、RT-PCR 含む）により検査する。寄生虫においては鏡検を行う。		
ロ 基準値及び判定基準	細菌の分離同定は、菌の形態、染色性、生化学的性状並びに血清学的性状、PCR 法等により行われる。 病原菌が分離されない場合を正常とし、病原菌が分離された場合を異常とする。 寄生虫の確認は、セロハンに付着した蟯虫卵が、または直接塗抹で虫卵が鏡検による確認された場合を陽性とし、確認されなかった場合を陰性とする。		
ハ 医療機関に緊急報告を行うこととする検査値の範囲	三類感染症（赤痢菌、チフス菌、パラチフス A 菌、コレラ菌及び腸管出血性大腸菌）の検出時にはただちに委託元に緊急連絡する。（五類感染症：ノロウイルスも含む）		
ニ 検査に要する日数	3 営業日 但し、病原菌が疑われる場合は、より詳細な同定試験（血清学的検査や毒素産生能等）を実施するため、更に 1 日～7 日間を要する。		
ホ 測定を委託する場合にあつては、実際に測定を行う衛生検査所等の名称	原則として上記検査項目の測定委託は行わない。		
ヘ 検体の採取条件、採取容器及び採取量	・検便検査、寄生虫学的検査（直接塗抹法） ＜検体の採取条件＞ 水洗便器では、トイレットペーパーを 3～4 重にして水面に浮かべ、その上に糞便を採り、採便する。 ＜採取容器＞ 東洋器材科学（株）のエコ採便管または、保存液（キャリブリア等）の入ったこれに類する採便管を用いる。 ＜採取量＞ 小指の先くらいの便を採取する。		

	・寄生虫学的検査（セロハンテープ法） ＜検体の採取条件＞ 朝起きた時すぐに（用便前）にとってください。 ＜採取用セロハン＞ セロハンは2日分をとって検査するものです。 ＜採取方法＞ まず初めの朝は1日目のカバーを開き、糊の付いている部分を肛門にあて、セロハンの上から指先で抑えて卵を採取します。それを5～6回繰り返して元通りカバーをしてください。次の朝は2日目のカバーを開き、1日目と同じ要領で卵をとってください。卵を取り終えたセロハンのカバーをはがして捨て、1日目と2日目の○印どうしを貼り合せ、袋に入れて検査に提出してください。
ト 検体の保存条件	室温以下で保存する。ノロウイルスにあたっては別途0℃以下（冷凍保存）する。保存可能期間：1週間
チ 検体の提出条件	・採取した糞便は漏れないように採便管を密栓する。 ・セロハンは1日目と2日目の○印を丁寧に貼り合わせる。 ・採便管またはセロハンに検体ラベルを貼る。 ・検査申込書を作成する。 ・検体がそろい次第、宅配便送付、持参あるいは株式会社 食環境衛生研究所に連絡し回収を依頼する。
リ 検査依頼書及び検体ラベルの記載事項	＜検査申込書＞ 施設名、担当者、検体採取期間、検体数、検査項目及び個人別の採取日、氏名、性別等を記入する。記載した申込書を複写して受領書として控えてください。 ＜検体ラベル＞ 採取年月日、氏名及び性別を記入する。
ヌ 個人情報の取扱いについて	お客様の個人情報については個人情報保護規定に基づき適正な管理を実施致します。

＊参考文献等

- 1) 食品衛生検査指針 2015（社）日本食品衛生協会
- 2) クイックビデ-ノロ2「生研」ノロウイルス抗原キット
- 3) NV-EIA「生研」EIA法によるノロウイルス（NV）抗原検出キット
- 4) 日本寄生虫学会用語委員会「暫定新寄生虫和名表」2008年5月22日
- 5) 西村直行ら「混合糞便からの直接PCRによる食中毒菌拡散検査に向けた検討」感染症学雑誌 2012：86（6）：741-8

2019年2月20日 改訂